

バーゼル銀行監督委員会による 「ガイドライン: ステップイン・リスクの特定と管理」 最終文書の概要

2017年11月
金融庁/日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会が公表した内容の理解促進の一助として作成されたものです。詳細内容につきましては、必ず原文に当たって御確認下さい。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

背 景

- 金融危機の際、風評リスク等に対応するため、銀行が契約上の義務を超えて、証券化コンデュイットや、ストラクチャード・インベストメント・ビークル、MMFなどの事業体を支援(ステップイン)する事例が欧米で多く見られた。
- これらの事業体は、銀行との資本関係が無い、または小さい場合が多く、会計・規制上連結されていなかったにもかかわらず、ステップインした結果、最終的に銀行の連結対象となった。
- こうした事例を背景に、金融安定理事会(FSB)によるシャドーバンクの監視および規制強化に向けた取組みの一環として、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、バーゼル規制の適用範囲の見直し(自己資本規制上の連結範囲の拡大等)を検討。

経緯

- バーゼル委は、2015年12月、ステップイン・リスクに対する規制の枠組みを、第1の柱(銀行の連結範囲に含めること等による資本賦課)とするか、第2の柱(監督上の対応と検証)とするかを問う第1次市中協議文書を公表。
- これに対して、市中からは当該枠組みを第1の柱とすることに反対するコメントが多数寄せられた。また、定量的影響度調査(QIS)の結果、連結等の有無を判定するための指標に関する問題などから、第1の柱とした場合には、ステップイン・リスクが小さいと考えられる数多くの事業者が規制上の連結対象となり得ることが判明。
- このため、第2次市中協議文書(2017年3月)では、①銀行自身がステップイン・リスクを検証した上でその結果を当局に報告し、②各国当局が必要に応じて適切な政策手段を発動するという、第2の柱によるアプローチを提案。
- 上記の提案は、市中からも概ね支持を得たことから、バーゼル委は、今般、第2次市中協議の内容を大きく変更することなく、最終文書を公表。

第2次市中協議文書からの主な変更点

- 文中の“framework”との表現を“guideline”に統一（全般）。
- “資産運用会社(Asset management companies)”も、ステップイン・リスクの特定のプロセスに含まれる点を明記(para26)。
- “重要なサービス提供会社(Critical service provider)”に関する最低要件を明確化(para28)。
- “重要性(Materiality: ステップインした場合のインパクト大)”の基準について、各銀行が内部方針の中で規定する扱いを明確化(para29)。
- Annex 1の報告テンプレートについては、例示目的であり、各国裁量の余地があることを明確化(para93)。また、Template 1(Annex 1)のうち、重要性のない(Immaterial)事業体の資産規模等の記載はbest effortベースとし、概算値も可とした。
- 本ガイドラインの内容は、2020年までに、各法域において所要の制度整備がなされ、実施されることが期待されている。

ガイドラインの概要

ガイドライン(1.4)は「銀行によるステップイン・リスクの自己評価と当局宛報告(義務)」、及び「当局対応(裁量)」に分かれており、プロセスの概要は以下の通り。

＜銀行の義務＞

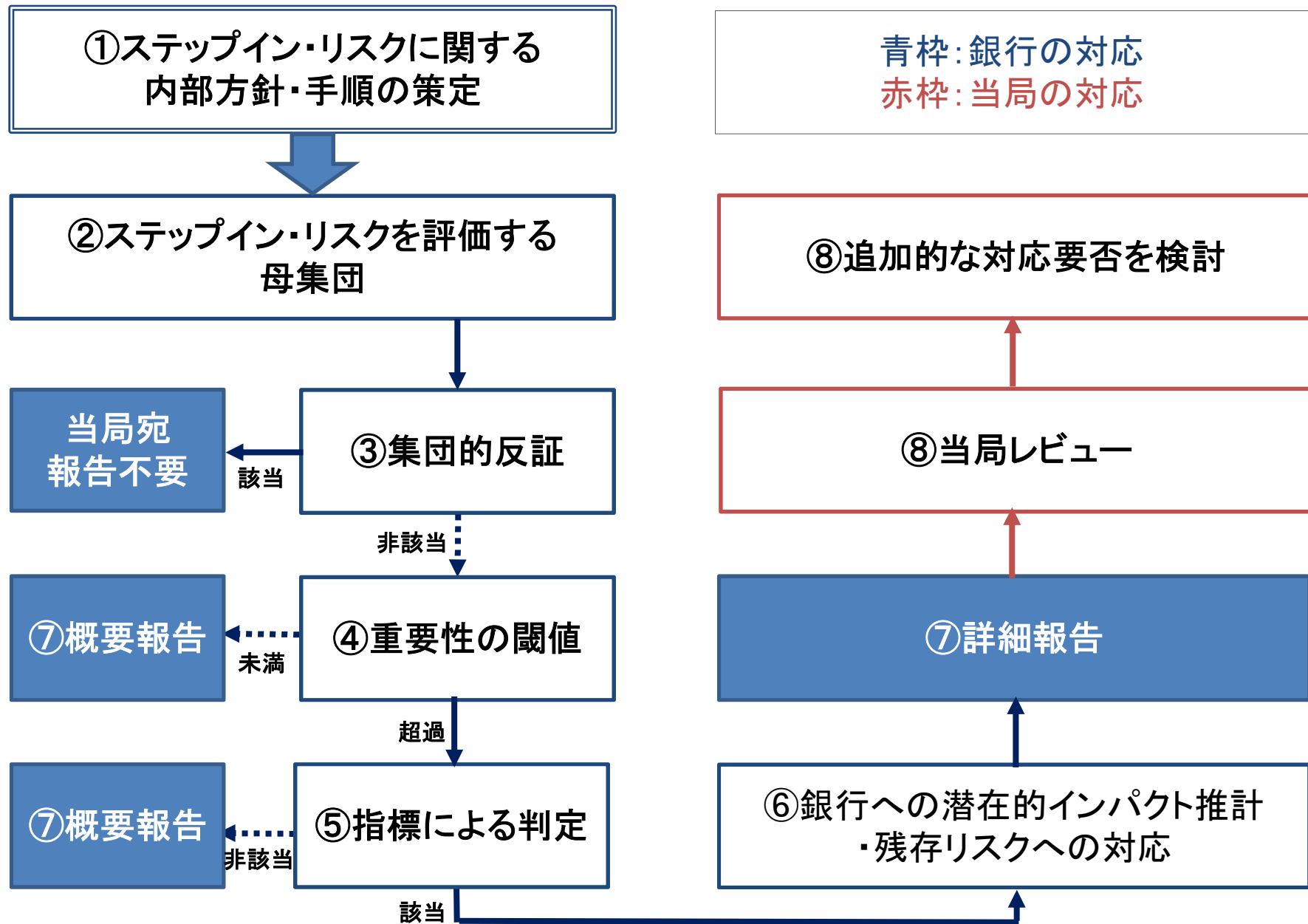
- 1) 銀行との関係(relationships)を考慮した上で、潜在的なステップイン・リスクの有無を評価すべき事業体の範囲を定義(=母集団)＜下頁①、②＞
- 2) 母集団の中から、集団的反証(collective rebuttals)(*)に該当するもの、及び重要性がないものを特定した上で除外＜下頁③、④＞
- 3) 母集団に残った事業体を複数の指標(indicators)により評価し、重大なステップイン・リスクの有無を特定＜下頁⑤＞
- 4) 重要(Material)かつ重大(Significant)なステップイン・リスクの存在が特定された事業体に対して、銀行の流動性や資本に与える潜在的なインパクトを推計し、適切なリスク管理上の措置を決定＜下頁⑥＞
- 5) 本文書で提案されている報告様式(テンプレート)案に基づき、銀行の自己評価を当局宛に報告＜下頁⑦＞

(*) 金融商品取引法第39条は集団的反証に該当する旨が確認されている(スライド8参照)。

＜当局対応＞

- 6) 銀行の自己評価をレビューし、追加的な対応要否を検討＜下頁⑧＞

ステップイン・リスク ガイドライン手順概要



ステップイン・リスクに対する銀行の内部方針

① ステップイン・リスクを特定・管理する手順の策定

銀行が策定するステップイン・リスクに関する内部方針と手順には、以下の要素が求められる。

- ✓ ステップイン・リスクを特定する基準(クライテリア)を明示すること(最低限、後述の指標は含めるべき)。
- ✓ 対象を特定のタイプの事業体に限定しないこと。
- ✓ 集団的反証を適用する場合は、根拠となる法令とその適用を受ける事業体のタイプを明示すること。
- ✓ 潜在的なステップイン・リスクの特定、モニター、評価、軽減、管理等を行う部署を記載すること。
- ✓ 重要性(Materiality)の定義、判定基準及びその合理性を明示すること。
- ✓ 銀行が定期的な自己評価を実施するために必要な情報を入手するプロセスを文書化すること。
- ✓ 定期的に、かつリスク・プロファイル等に重大な変更がある場合などには、方針・プロセスを見直すこと。
- ✓ ステップイン・リスクの自己評価をリスク管理の内部プロセスに織り込み、取締役会のリスク委員会等で議論すること。
- ✓ 上記の内部方針等を文書化し、当局から要求があれば提出すること。

ステップイン・リスクに対する評価

② 事業体との関係(Relationship)

- ✓ スポンサー:銀行が、管理・助言する事業体、証券の売り出しを行う事業体、あるいは流動性や信用補完を提供している事業体。
- ✓ 負債・株式への投資:銀行が負債・株式に投資を行っている事業体を捕捉(持分法投資先、比例連結先なども対象)。ただし、事業会社への通常の融資やマーケットメイク目的の投資等は対象外。
- ✓ その他契約・非契約上の関係:銀行が、その資産やパフォーマンスから発生するリスクや株式投資に類似するリターンにさらされている事業体。

注)本ガイドラインはステップイン・リスクが生ずる状況(situation)に焦点を当てており、事業体のタイプは限定していない。

③ 集団的反証(Collective rebuttals)

- ✓ 各国の法令によりステップインが禁止されている場合は、分析の対象外。
- ✓ 本邦の金融商品取引法の第39条(損失補てん等の禁止)が適用される事業体は集団的反証に該当する旨が確認されている。

④ 重要性 (Materiality)

- ✓ 銀行の流動性や資本に大きなインパクトがない事業体(類似事業体は合算)はステップイン・リスクの判定不要(概要報告のみ必要)。
- ✓ 各行の内部方針にて基準等を定め、当局がレビューする。

ステップイン・リスクを特定する指標（1）

指標 (Indicators)	概要説明
スポンサーの性質と関与の程度	銀行が、保証や信用補完等を通じて事業体にフルサポートを提供する場合や、事業体の意思決定に関与し、かつ信用補完や流動性枠を提供している場合など。
影響力の程度	会計上の連結要件のひとつであるコントロールよりも広い概念。50%未満の出資でも重要な影響力を行使できる場合や、出資がなくても取締役会メンバーの任免権がある場合、事業体のリスクとリターンが銀行に移転するような関係がある場合など。一方で、マニフェストに従って単なるエージェントとして意思決定を行い、変動リターンの影響を受けない場合は該当しない。
暗黙のサポート	格付け会社が事業体の格付け付与の際に銀行のサポートを織り込んでいる場合など。投資家が、類似の事業体等と比較して相対的にリスク対比低いリターンを受け入れている場合は、ストレス時に銀行によるサポートが期待されている可能性がある。
高レバレッジの事業体等	事業体が保持しているリスクに対して、自己資本が不十分な場合など。

ステップイン・リスクを特定する指標（2）

指標	概要説明
流動性ストレス・先行逃避のインセンティブ	事業体の資産と負債に流動性ミスマッチがある場合や、先行逃避のインセンティブがある（例：固定Net Asset Values）にもかかわらず、それを制限するペナルティーがない場合など。
リスクの透明性	投資家が事業体のリスクとリターンを理解するために十分な情報が提供されているかを測る指標。リスクの透明性が低く、定量化が難しい場合など。
会計上の開示	銀行の会計上の注記により、非連結の事業体に対して銀行が関与するリスクが高いと認められる場合など。
投資家のリスク許容度からの乖離	投資家のリスク許容度が事業体の保有する資産のリスクから乖離している場合など。
ブランドの風評リスク	事業体が銀行と共通の顧客を持ち、かつ銀行のブランドを使用している場合や、関連商品の販売等を行うことが銀行の戦略である場合など。
ステップインの実績	過去にステップインした実績がある場合など。
規制によるステップインの制約・軽減	集団的反証のようなステップインの禁止にまでは至っていないものの、それを制約するような規制・法令がある場合など（この場合、ステップイン・リスクが軽減される）。

特定されたステップイン・リスクへの対応

- 銀行が指標判定により重大なステップイン・リスクがあると判断した事業体については、銀行の流動性・資本に与える潜在的なインパクトを推計。
- 銀行の残存リスクへの対応は、リスク特性や程度に応じた対応が求められる(当局による検証あり)。対応の例として、以下のものがあげられている。
 - ✓ 規制上の連結
 - ✓ コンバージョン・アプローチ(事業体のエクスポージャー×掛目)
 - ✓ 流動性賦課
 - ✓ ストレステスト
 - ✓ 引当
 - ✓ 懲罰的な資本賦課(ステップインした場合に、類似事業体に賦課)
 - ✓ 銀行によるエクスポージャーへの上限設定(大口与信規制に類似)
 - ✓ 情報開示 etc.

当局への報告

銀行は、自己評価の結果を定期的に当局に報告する必要。

● 概要レポート (Illustrative Template 1)

- ✓ 「事業体との関係」に該当する事業体は、概要レポート(テンプレート1)に基づき当局宛に報告。
- ✓ 概要レポートは、事業体を以下の3つのカテゴリーに分けて、事業体の数、資産規模、主な契約上のエクスポージャー、評価の概要を報告。

(*)best effort basis、概算値可。

＜カテゴリー＞

- ①重要性がない(Immaterial)事業体(資産規模等はbest effort ベース可)
- ②重要性はあるが、重大(Significant)なステップイン・リスクはない事業体
- ③重要性があり、重大なステップイン・リスクがある事業体

● 詳細レポートの概要 (Illustrative Template 2)

- ✓ 概要レポートの③に該当する場合は、詳細レポートの提出が必要。
- ✓ 詳細レポートは事業体(グループ)毎に、以下を報告
 - ①銀行と事業体の関係(スライド8②)
 - ②リスク指標による分析(スライド9,10)
 - ③ステップイン・リスクが銀行に与える潜在的なインパクト(スライド11)
 - ④銀行による自己評価と対応(スライド11)

当局によるレビューと対応

● 銀行の内部方針と手続きに関するレビュー

- ✓ 当局は、銀行からステップイン・リスクの特定と評価に関する内部方針やプロセスを徴求し、その妥当性をレビューする。
- ✓ レビューでは、銀行が適切に集団的反証を適用しているか、重要性の基準は妥当か、適切に適用されているかなども検証する。

● 銀行の自己評価と対応に関するレビュー

- ✓ 銀行の自己評価をレビューする際、当局は各ステップイン・リスクの特性や特異性を個別に考慮する。
- ✓ 当局は、重大なステップイン・リスクが正しく推計されていない、あるいは軽減措置が取られていないと判断する場合は、その裁量により、適切な対応をとることができる。
- ✓ 当局の対応については、ステップイン・リスクの特性及び程度や、その可能性及びインパクト、推計の信頼性を考慮して決定する。

● 追加的な対応

- ✓ 当局は必要と判断する場合は、あらゆる方法により、銀行のリスク管理における問題点の是正を行う。